

本メルマガは、当社「日税フォーラム」「日税オンデマンド」でもご活躍いただいている(株)事業パートナーの代表取締役社長松本 光輝先生に 300 社を超える会社の再生の成功体験をもとに金融機関交渉に関してQ&A形式でまとめて頂きました。この情報が関与先様へのアドバイスの一助となれば幸いです。

『現状の会社の状況』

顧問先の社長が亡くなった。死亡後、判明したのは消費者金融からの借入金150万円。社長の財産、預貯金(少額)、動産・不動産なし、非上場の自社株(価値あり)、自社への役員貸付金(約1,300万円)。

自社はマンションを所有しており、家賃収入あり、代表取締役は妻、株主は息子。相続放棄はしない予定。これに対して消費者金融からの借入金が約150万円。消費者金融からは「相続人が決まるまで3ヶ月待ちます。その待っている間は利息をストップするので、相続人が決まったら教えてください」との連絡あり。

法定相続人は妻、子2人(会社人、無職)。

『質問内容』

- ①消費者金融が利息を本当にストップするのか？
- ②消費者金融からの借入金150万円は単純承認し、全額引き継がなければならないのか、減額交渉は可能か。

《アドバイス》

- ①消費者金融が利息をストップと言っているのは、手続き上の問題であり、遅延損害金、未収利息は発生している。
- ②減額交渉は可能である。

減額交渉は1～2割で交渉し、和解書を結ぶ。

※和解書：金品を受領し、債務者に対し一切貸付債務がないことを証する書類。

注意点は下記の通りである。

- ・債権者は遺産分割協議書ではなく、債務者(法定相続人)に請求する。
- ・妻は保険金収入の差し押さえの可能性あり。
- ・給与所得の1/4が差し押さえの可能性あり。
- ・役員貸付金は取り立てにくる可能性あり。

〈著者プロフィール〉

松本 光輝 氏

株式会社事業パートナー 代表取締役。40年にわたり、飲食業を中心に会社経営。バブル崩壊時に25億円の負債を抱え、その後3年半でその負債を解消する。2003年より、事業再生請負人として全国行脚中。この間、依頼先の多くが1～2ヶ月以内に、資金ショートに陥るおそれがあるという危機的状況の中から、1社も倒産させることなく、300社を優に越える会社の再生を成功させる。◎過去の経験を活かして、中小企業経営者の最高の相談者となるべく、活動を続けている。◎経営者はもとより、幹部社員の皆様・社員の皆様の声をくみ上げ、共に全社一丸となった再生を達成すべく、全力で取り組んでいる。着手後、30日以内に再生計画を作成して、実行に移している。◎会社を3年かけて再生させる独自の再生術は、他に類を見ません。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンにより依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。